

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（167）」
2. 日時：平成29年6月5日 10時00分～11時43分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、忠内管理官補佐、津金管理官補佐、
大塚安全審査官、土野技術参与、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力電気設計）

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- ケーブルに対する基準規則適合方針のうち、施工後の状態において代替措置が難燃ケーブルと比較した場合、火災リスクの有為な増加がないことの説明について、フロー図や表中の表現（高、低の記載等）を再整理して説明した資料を提出すること。
- 防火シートの遮炎性に対する表現として用いられている「副次的効果」とは、何に対する効果なのかを整理して説明した資料を提出すること。
- 複合体の内部及び外部の火災試験について、それぞれの基準要求を整理して説明した資料を提出すること。（複合体の内部及び外部の火災試験の目的、I E E 3 8 3を適用できる根拠等を整理して説明した資料を提出すること。）

（2）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち

「12条 安全施設」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 新旧技術基準の要求の比較と東海第二発電所の調査結果の表について、調査状況を追記して報告のベースとなるよう、整理して説明した資料を提出すること。
- 跨ぎケーブルの敷設パターンについて、東海第二発電所の固有の理由で調査対象の敷設パターンを一般的な敷設パターンから限定できる考え方について、整理して説明した資料を提出すること。
- 非難燃ケーブルと難燃ケーブルの発火リスクの違いに応じた接続点追加の考え方及び接続点追加における発火リスク対策について、再整理して説明した資料を提出すること。
- 難燃ケーブルを使い始めた時期、跨ぎケーブルを許容していた時期等について、基準要求の変化に照らし、整理して説明した資料を提出すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応：コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について＜複合体の設計とその妥当性確認について＞
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について 添付資料
- ・ 東海第二発電所におけるケーブルの系統分離について